

32. 減価償却制度の概要

普通償却	減価償却資産の種類	建物及びその附属設備 船 舶 工具，器具及び備品	構築物 航空機 鉱業権，特許権等16種類の無形固定資産	機械及び装置 車両及び運搬具 牛，馬，果樹等
	償却方法	定額法 定率法 生産高比例法（鉱業用減価償却資産に限る。） 取替法 その他税務署長の承認を受けた方法（減耗償却） 鉱業を営む者が，鉱物の売上高の13%（ただし，鉱業所得の50%を限度とする。）を採鉱準備金として積み立てたときは，その積立額の損金算入が認められる。ただし，準備金積立て後3年以内に新鉱床採鉱の費用等に使用しなかった場合は，課税所得に算入される。 なお，3年以内に新鉱床採鉱費を支出したときは，準備金を取り崩して益金に算入するとともに，「新鉱床採鉱費の特別控除」により益金算入額と同額（その年の所得金額を限度とする。）の所得控除が認められる。（この方法により，準備金を所得控除に振り替えるわけである。） また，海外自主開発鉱山からの引取鉱石に係る採掘所得の50%を限度として海外採鉱準備金として積み立て，海外新鉱床採鉱費の支出に充てた場合にも，同様の措置が認められる。		
	耐用年数	大蔵省令により，資産の種類別にすべて法定されている。ただし，資産の材質，製作方法等又は使用時間が異なるため耐用年数が法定年数と著しく異なる場合には，国税局長の承認を受けて年数の短縮，又は増加償却を行うことができる。		
	陳腐化	技術の進歩等により著しく陳腐化した減価償却資産については，国税局長の承認を受けた使用可能期間を基礎として計算した未償却残価と簿価との差額を一時に償却することができる。		
	償却繰越し	特別償却に係る償却不足額に限り1年間の繰越しが認められる。		
特別償却		(1) エネルギー利用効率化等投資促進税制（措法42の5） (2) 中小企業新技術体化投資促進税制（措法42の6） (3) 特定設備等の特別償却（措法43） 次の特定設備等について，普通償却に加えて，初年度にそれぞれに掲げる割合の特別償却が認められる。 公害防止用設備 100分の22 無公害化生産設備 100分の16 井戸から工業用水道等へ転換するための機械設備 100分の16 特定産業の構造改善に資する資産 100分の16（機械以外は100分の8） 廃棄物再生処理用設備 100分の16 省エネルギー・石油代替エネルギー利用設備 100分の18 海運業の経営合理化に資する船舶 100分の14（外航近代化船については100分の18） 航空運輸業の経営合理化に資する航空機 100分の10 中小小売商業等の近代化のための共同利用施設又は店舗用の建物等及びその附属設備 100分の8 (4) 地震防災応急対策用資産の初年度100分の16の特別償却（措法44） (5) 高度技術工業集積地域における高度技術工業用設備の初年度100分の30（工場用・研究所用建物及びその附属設備については100分の15）の特別償却（措法44の2） (6) 低開発地域等工業用機械等の初年度100分の16（建物及び附属設備について100分の8）特別償却（措法45） (7) 中小企業者の技術開発用機械等の初年度100分の16（建物及び附属設備については100分の8）の特別償却（措法45の2） (8) 中小企業者の機械等の特別償却 中小企業者等が製造業，建設業等の事業の用に供する機械装置（140万円以上のものに限る。）の初年度100分の14の特別償却（措法45の3） 医療保健業を営む法人がその事業の用に供する医療用機器（140万円以上のものに限る。）の初年度100分の16特別償却（措法45の3）		

前項参照

特 別 償 却 (続)	(9) 中小企業構造改善計画等を実施する商工組合等の構成員の機械等の5年間100分の27の割増償却(措法46) (10) 障害者を雇用する場合の機械等の5年間100分の16(工場用建物及びその附属設備については100分の23)の割増償却(措法46の2) (11) 新築貸家住宅等の5年間の100分の42(耐用年数45年以上の貸家住宅については100分の65, 特定再開発建築物は100分の30)の割増償却(措法47) (12) 特定備蓄施設等の5年間100分の27(石油ガス貯蔵施設については100分の32)の割増償却(措法48) (13) 鉱業用坑道等の初年度全額特別償却又は全期間の100分の14の割増償却(措法49) (14) 植林費の100分の27の損金算入の特例(措法50) (15) 中小企業構造改善等事業用共同施設の初年度100分23(建物及びその附属設備で、福利厚生施設に該当するものは100分の16, その他のものは100分の8)の特別償却(措法51) (16) 登録ホテル業等の減価償却資産の耐用年数の特例(措法52の4)
(参考) 資産再評価	(1) 第1次再評価 昭25.1.1~10.30の期間 再評価差額に対して6%課税 (2) 第2次再評価 昭26.1.1~9.30の期間 課税条件は第1次に同じ (3) 第3次再評価 昭28.1.1から2年間 再評価差額に対して6%課税。ただし、減価償却資産について、最低限度以上の再評価を行った者に対しては、一定方法により減免 (4) 第4次再評価 中小企業を対象として、昭32.1.1から1年間 再評価差額に対して1.5%課税